



出雲の遊郭

写真に見る

115年前の長崎

日露戦争時代
姫野順一

□12□

写真は明治30年代の出雲遊郭（現出雲本通り）。浪会として事業を発展させ長ノ平に工場用地を確保し私娼の風紀を取り締まるため、明治26（1893）年、出雲町にこれらを移した。借地は澤山熊右衛門らが創設した桐笑会社が開発した田地であった。

熊右衛門は大浦大村郷で船舶給水や浮運送で財を

成し、息子精八郎は澤山商遊郭（現出雲本通り）。浪会として事業を発展させ長崎の豪商となる。外国人人居留地の大浦川一帯には、港湾荷役の関係者が多かつた。斜面地の道の両側に石垣が築かれ、ペランダ、庭付が築かれた。丸山に比べて2箇所建てが目立つ。小川は暗渠にして露出部

には萬年樓、山遊亭、紅夢樓、清月樓、小松樓、紫藤樓、機屋、大學屋、桜屋の9軒となつてゐる。頻繁に入れ替わる楼主は雇われたようである。

当初の貸座敷は周防屋、坂本屋、泉屋、釘屋、清月芸妓・娼妓解放令で年季付き人身売買は禁止され、翌年公娼取締規則で遊郭は貸座敷に変貌した。取り締め法止法を待たねばならなかつた。（長崎外国語大学長）

には転落防止の木柵が施されている。街路は桜が植樹され、軒先や屋根には丸い紅灯がともる。春の演出と思われる。入り口には紺のれんが掛けられていた。

丸山遊郭は検査から芸妓（芸者、長崎では芸子衆）が派遣される「送り込み花制」の芸妓本位であつたが、出雲町は「居稼ぎ制」の娼妓が多い娼妓本位の遊郭であつた。「お定まり」の宿泊もできたので旅館代わりにも使われた。

明治5（1872）年の芸妓・娼妓解放令で年季付き人身売買は禁止され、翌年公娼取締規則で遊郭は貸座敷が許可された。33年内務省令で娼妓取締規則が再統一され、娼妓の自由廢業が認められた。しかし法律の無知や前借金のため自由廢業は進まなかつた。

明治15（1882）年の警察令は娼妓に親族の証人を求めた。明治22年に16歳未満、33年には18歳未満の娼妓渡世が禁止された。明治24年には士族女子の娼妓渡世が禁止された。明治24年には士族女子の娼妓渡世が禁止された。明治24年には士族女子の娼妓渡世が禁止された。

斜面地の新興遊郭